

## 民間金融機関における実質無利子・無担保融資 「群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金」

### 資金の概要

- (1) 融 資 枠 2,000億円
- (2) 融 資 対 象 セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証に対応した要件を満たす中小企業者
- (3) 融資限度額 3,000万円
- (4) 融 資 利 率 年1.1%以内  
※新型コロナウイルス感染症対策資金と同率。
- (5) 融 資 期 間 設備資金 10年以内（うち据置期間5年以内）  
運転資金 10年以内（うち据置期間5年以内）
- (6) 利子補給・保証料補助の実施  
個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）  
売上高▲ 5%の場合…保証料・利子を全額補助（※利子補給は当初7年間）  
小・中規模事業者  
売上高▲ 5%の場合…保証料を1/2補助  
売上高▲ 15%の場合…保証料・利子を全額補助（※利子補給は当初7年間）  
※保証料については、国が直接信用保証協会に対して補助。
- (7) 取 扱 期 間 令和2年5月1日（予定）から令和2年12月31日まで  
保証申込受付分  
※令和3年1月31日までに融資実行したもの。

### 【よくある質問】

Q1 資金の概要・特徴は？

県の制度融資で、事業規模や売上減少の要件を満たせば「利子と保証料の減免、無担保、据置最大5年」で借りられる融資です。

Q2 実質無利子と聞きますが？

- ・個人事業主（フリーランス含む、常用従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下））で売上が5%減少している方、それより大きい中小事業者で売上が15%減少している方は、借入から7年間は、国と県が利子補給を行います。
- ・8年目からは1.1%以内です。

Q 3 7年間は利子を払わなくていいの？

事業者様には、いったん金融機関へ利子を支払っていただきますが、あとで県に請求をしていただき、口座に振り込ませていただきます。  
※詳細につきましては、決定次第、県HPでご案内いたします。

Q 4 保証料の減免の基準は？

・個人事業主（フリーランス含む、常用従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下））で売上が5%減少している方、それより大きい中小事業者で売上が15%減少している方は、全額、国が保証料を補助します。  
（国が直接信用保証協会に対して補助）  
・中小企業者で売上が5%減少している方は、1/2の補助になります。

Q 5 売上減少はどのように証明すればいいですか？

事業所所在地の市町村長が発行する、セーフティネット保証4号（前年同期と比較して▲20%）、セーフティネット保証5号（同▲5%）、危機関連保証（同▲15%）のいずれかの認定書が必要です。

Q 6 融資はどこに申し込むのですか？

県内に本店・支店がある、民間の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）へ「県のコロナ対応資金（実質無利子・無担保融資）」とお申し込みください。

Q 7 すでにセーフティネット保証4号（または5号、危機関連保証）の認定を受けたのですが、もう一度認定を受ける必要がありますか？

・前回認定を受けた時と売上減少要件が変わっていなければ、前回の認定書のコピーでも大丈夫です。  
・認定書の有効期限は通常30日ですが、特例で8月31日まで延長されています。  
・ただし、前回認定を受けた時より売上減少幅が大きくなって、例えば5号だったのが4号を使いたい、といった場合は、改めて認定を受ける必要があります。

Q 8 すでにコロナの影響で借入をした（融資を受けた）のですか？

信用保証協会の保証が付いた融資であって、売上減少要件を満たせば、この「コロナ対応資金」で借換が可能です。詳しくは融資を受けた金融機関へご相談ください。

Q9 今までの県制度融資ではNPO法人は対象外でしたが、この新資金では対象になりますか？

- ・この「コロナ対応資金」の対象者は、国が定めた全国一律の取り扱いとなり、NPO法人も対象です。
- ・その他、農協、生協等の組合でも小売業等であれば対象となります。また、ナイトクラブやDJバーなどの特定遊興飲食店等も対象です。